

○熊本市健軍文化ホール条例施行規則〔文化政策課〕

平成7年3月31日

規則第30号

改正 平成8年4月1日規則第38号

平成9年7月18日規則第50号

平成13年3月30日規則第26号

平成14年9月26日規則第72号

平成14年9月27日規則第77号

平成14年9月27日規則第84号

平成15年3月28日規則第20号

平成20年3月31日規則第26号

平成23年9月29日規則第72号

平成24年11月30日規則第173号

令和3年3月18日規則第4号

令和6年2月28日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市健軍文化ホール条例（平成7年条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条の規定により熊本市健軍文化ホール（以下「文化ホール」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、熊本市健軍文化ホール使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、ホールに係るものにあつては使用日の属する月前12月から、ホール以外の施設等に係るものにあつては使用日の属する月前6月から行う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、文化ホールの施設等の使用を許可したときは、熊本市健軍文化ホール使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(平8規則38・旧第7条繰上・一部改正、平14規則72・平23規則7

2・令6規則11・一部改正)

(使用中止の届出)

第3条 文化ホールの施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは、熊本市健軍文化ホール使用中止届を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届は、ホールに係るものにあつては使用日前30日までに、ホール以外の施設等に係るものにあつては使用日の前日までに提出しなければならない。

（平8規則38・旧第8条繰上、平14規則72・平20規則26・平23規則72・令6規則11・一部改正）

（使用許可変更の申請）

第4条 使用者は、使用開始前に文化ホールの使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、熊本市健軍文化ホール使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用開始前に文化ホールの使用許可に係る使用日時又は使用施設を変更しようとする者は、1回に限り、前項に規定する申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請書は、使用日の前日までに提出しなければならない。ただし、ホールに係る前項に規定する使用日時又は使用施設の変更については、使用日前30日までに提出しなければならない。

4 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受けた際に納めなければならない。

（平20規則26・追加、平23規則72・令6規則11・一部改正）

（使用変更許可書の交付）

第5条 市長は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、熊本市健軍文化ホール使用変更許可書を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（平20規則26・追加、令6規則11・一部改正）

（使用許可の取消し）

第6条 市長は、使用者が条例第6条第1項の規定に該当すると認めるときは、熊本市健軍文化ホール使用許可取消（停止）通知書を使用者に交付するものとする。

（平20規則26・追加、令6規則11・一部改正）

（附属設備の使用料）

第7条 文化ホールの附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(平8規則38・旧第9条繰上、平20規則26・旧第4条繰下)

(使用料の納付)

第8条 使用者は、使用許可の際に使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(平8規則38・旧第10条繰上、平20規則26・旧第5条繰下)

(使用料の減免申請)

第9条 条例第7条第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市健軍文化ホール使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則26・追加、平23規則72・令6規則11・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 条例第8条ただし書の規定により還付を受けようとする者は、熊本市健軍文化ホール使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1号又は第3号に該当するとき 既納使用料の全額
- (2) 条例第8条第2号に該当するとき 既納使用料の額から使用料(同条第4号に該当する場合にあっては、利用料金)の5割に相当する額を控除した額
- (3) 条例第8条第4号に該当するとき 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額

(平8規則38・旧第11条繰上、平20規則26・旧第6条繰下・一部改正、平23規則72・令6規則11・一部改正)

(休館日)

第11条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日(当該月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平8規則38・旧第12条繰上、平15規則20・一部改正、平20規則26・旧第7条繰下)

(使用時間の範囲)

第12条 文化ホールの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 条例別表第1の使用時間区分には、準備、練習、物品の搬入等の使用に必要な一切の時間を含むものとする。

3 文化ホールの施設は、それぞれ次の表に定める期間を超えて引き続き使用することとはできない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

施設の種類	使用できる期間
ホール	3日
ギャラリー	6日
ホール及びギャラリー以外の施設	2日

(平8規則38・旧第13条繰上、平20規則26・旧第8条繰下・一部改正)

(入場料等を徴収する場合において規則で定める場合)

第13条 条例別表第1備考2に規定する入場料その他これに類するものを徴収する場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 不特定多数の入場者から入場料の徴収を行う場合
- (2) 不特定多数の入場者から入場の対価として実費に相当する額を超えて会費、賛助金、寄附金等を徴収する場合

(平20規則26・追加)

(商業活動等をする場合において規則で定める場合)

第14条 条例別表第1備考2に規定する商業活動その他これに類する活動をする場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第17条第4号ただし書の規定に基づき、商品の広告、宣伝又は販売のために使用する場合
- (2) 営利団体等(営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人をいう。以下同じ。)が自ら講習会に使用する場合
- (3) 営利団体等が顧客又は株主のための文化講演会、観劇会又は演奏会に使用する

場合

(4) 演奏会の開催者がその参加者から参加の対価として実費に相当する額を超えて参加費を徴収する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(平 2 0 規則 2 6 ・ 追加)

(特別な設備の許可)

第15条 条例第 1 0 条ただし書の規定により使用者が文化ホールに特別な設備をしようとするときは、熊本市健軍文化ホール特別設備許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、熊本市健軍文化ホール特別設備許可書を使用者に交付するものとする。

(平 8 規則 3 8 ・ 旧第 1 4 条繰上、平 2 0 規則 2 6 ・ 旧第 9 条繰下 ・ 一部改正、令 6 規則 1 1 ・ 一部改正)

(毀損滅失届)

第16条 使用者は、文化ホールの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市健軍文化ホール施設等毀損（滅失）届を市長に提出しなければならない。

(平 8 規則 3 8 ・ 旧第 1 5 条繰上、平 2 0 規則 2 6 ・ 旧第 1 0 条繰下 ・ 一部改正、平 2 3 規則 7 2 ・ 令 6 規則 1 1 ・ 一部改正)

(使用者の遵守事項)

第17条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。

(2) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 文化ホール内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(5) 使用許可を受けない室及び器具を使用しないこと。

(6) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。

(7) 条例第 9 条の規定に該当する者の入館を拒否し、又は退場を命じられた者を退場させること。

(8) 使用開始前に文化ホールの職員との打合せを十分に行うこと。

(平8規則38・旧第16条繰上、平14規則84・一部改正、平20規則26・旧第11条繰下・一部改正、平23規則72・一部改正)

(指定申請書に添付する書類)

第18条 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)

(3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)

(4) 条例第18条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類

(5) 市税滞納有無調査承諾書

(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平23規則72・追加・旧第22条繰上)

(利用料金の承認の申請)

第19条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(平23規則72・追加・旧第23条繰上)

(利用料金の納付)

第20条 利用料金の納付については、第4条第4項及び第8条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平23規則72・追加・旧第24条繰上)

(利用料金の後納)

第21条 条例第21条第4項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。

(3) 文化ホールの施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金又は使用時間の延長若しくは繰上げに係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合

(平 2 3 規則 7 2 ・ 追加 ・ 旧第 2 5 条繰上)

(利用料金の減免)

第22条 条例第 2 1 条第 5 項の規定により利用料金を減免することができる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 追加 ・ 旧第 2 6 条繰上)

(利用料金の還付)

第23条 条例第 2 1 条第 6 項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第 8 条第 3 号の規定により使用許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことにより文化ホールの施設等の使用ができない場合 既納利用料金の全額

(2) 災害その他不可抗力の事由により文化ホールの使用ができない場合 既納利用料金の全額

(3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 既納利用料金の額から利用料金（次号に該当する場合にあつては、改定後の利用料金）の 5 割に相当する額を控除した額

(4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるとき 既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 追加 ・ 旧第 2 7 条繰上)

(協定に定める事項)

第24条 条例第 2 2 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次に掲げるとおりとする

る。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平23規則72・追加・旧第28条繰上)

(書類の様式等)

第25条 この規則の規定により使用する書類（第18条各号及び第19条に規定するものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令6規則11・追加)

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平8規則38・旧第22条繰上、平20規則26・旧第16条繰下、平23規則72・旧第22条繰下・一部改正・旧第29条繰上・一部改正、令6規則11・旧第25条繰下)

附 則

この規則は、平成7年4月8日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規

定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第38号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月18日規則第50号）

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本市健軍文化ホール条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第26号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第77号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第84号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第20号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条の前に2条を加える改正規定 平成20年10月1日

(2) 別表の改正規定 平成20年4月1日

（経過措置）

2 この規則による改正後の第9条の規定は、平成20年6月1日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請のあった使用料の減免については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成20年6月1日以後に

申請される使用許可の変更について適用し、同日前に申請のあった使用許可の変更については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市健軍文化ホール会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年9月29日規則第72号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は熊本市健軍文化ホール条例の一部を改正する条例（平成23年条例第45号）附則第2号に規定する日から施行する。

附 則（平成24年11月30日規則第173号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規則第11号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（平9規則50・全改、平13規則26・平14規則72・平14規則77・
平20規則26・平23規則72・令6規則11・一部改正）

(1) 器具類

種目	品名	単位	1回の使用料
大道具類	平台	1枚	150円
	金びょうぶ	1双	1,000円
	緋毛せん	1枚	300円
	上敷	1枚	200円
	地がすり	1枚	750円
	指揮台（譜面台付）	1式	300円
	譜面台（演奏者用）	1台	50円
	反射板	1式	3,000円
	箱馬	1個	50円

	開き足	1台	100円
	めくり台	1台	200円
	長座布団	1枚	50円
	座布団（高座用）	1枚	100円
	演台（花台及び司会者台付）	1式	500円
	国旗（布製）	1枚	200円
	市旗（布製）	1枚	200円
	ステージバトン	1本	100円
	リノリウムマット	1枚	500円
幕類	大黒幕	1枚	800円
	中割幕	1枚	800円
	道具幕	1枚	800円
	沙幕	1枚	800円
	ホリゾン幕	1枚	800円
	スクリーン	1枚	2,000円
	ジョーゼット幕	1式	800円
音響器具類	ダイナミックマイクロホン	1本	500円
	コンデンサーマイクロホン	1本	800円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000円
	マイクスタンド	1本	100円
	拡声装置	1式	2,000円
	ステージスピーカー	1台	1,000円
	エフェクター	1台	1,000円
	CDプレーヤー	1台	1,000円
	カセットデッキ(A)	1台	1,000円
	カセットデッキ(B)	1台	500円
	オープンテープレコーダー	1台	1,000円
	MDデッキ	1台	1,000円
照明器	ボーダーライト	1列	700円

具類	サスペンションライト（500W16台）	1列	1,000円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,000円
	ローアホリゾンライト	1列	1,000円
	スポットライト(1KW)	1台	300円
	スポットライト(500W)	1台	200円
	ピンスポットライト	1台	2,000円
	マシーン類	1台	1,000円
	先玉	1台	100円
	ミラーボール	1台	1,000円
	タワーベース	1台	100円
	カラーフィルター	1枚	50円
映像器具類	16mm映写機	1台	3,000円
	スライド映写機	1台	1,000円
	モニター	1台	500円
	DVDプレーヤー	1台	500円
	OHP	1台	1,000円
	スクリーン（仮設）	1台	300円
	ビデオプロジェクター	1台	3,000円
楽器類	コンサートピアノ(A)	1台	8,000円
	コンサートピアノ(B)	1台	5,000円
その他の器具類	展示パネル	1枚	100円
	長机	1台	100円
	椅子	1脚	50円
	持込電源	1KWまで ごとに	300円

備考 使用の回数は、条例別表第1施設使用料の表の1使用時間区分の使用を1回として算定する。

(2) 冷暖房設備

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

ホール	1時間までごとに	2,000円
-----	----------	--------